

東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という)、宮城県が定める学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン及び東松島市が定める学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドラインに基づき、東松島市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ活動 市立中学校の部活動を継承し、又は発展させた種目ごとの生徒のスポーツ・文化芸術活動をいう。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体 運営団体は、各地域クラブ活動(実施主体)を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施するものをいう。実施主体は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施するものをいう。同一の運営団体が複数の種目について認定を受けている場合は、種目ごとに1つの運営団体とみなす。
- (3) 認定地域クラブ活動 本訓令に基づき認定された活動をいう。

(認定要件)

第3条 東松島市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

(認定申請)

第4条 東松島市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請を取りまとめて、東松島市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号。以下「誓約書兼申請書」という。)、東松島市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様

式第2号)及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を東松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出することにより行うものとする。

- 2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に添付書類のほか必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い申請内容を審査し、第3条の認定要件を満たすと認めるときは、認定するものとする。

- 2 教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第3条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「東松島市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、東松島市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により、認定をしないこととしたときは、東松島市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 東松島市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、初めて認定を受けた場合の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌年度末までとする。

- 2 教育委員会が必要と認めるときは、前項の有効期間を当該年度末まで短縮することができる。

(変更の届出)

第8条 東松島市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに東松島市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第9条 東松島市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに東松島市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第10条 東松島市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに東松島市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、東松島市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 教育委員会の指導助言等によっても、活動運営の改善が期待できないとき。
- (3) 東松島市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申し出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、東松島市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により、当該東松島市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(東松島市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第12条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、東松島市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(東松島市認定地域クラブ活動に対する支援)

第13条 教育委員会は、東松島市認定地域クラブ活動について予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する団体情報の提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用、学校備品の貸与、社会教育施設及び社会体育施設等の借用申請の優先受付、地域クラブの運営・管理の助言、広報媒体による地域クラブ活動の広報等)
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- (4) 大会出場等への移動支援
- (5) 地域クラブの要請等に応じた市主催の研修会、地域クラブ体験会・見学会等の開催

2 前項各号の支援内容については、別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

東松島市教育委員会

団体名

代表者氏名

東松島市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

東松島市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第4条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 東松島市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言等があった場合は、誠実に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 電話番号： E-mail：
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月・年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 東松島市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号） ② 団体の規約又は会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

東松島市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、東松島市教育委員会は必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等を求めることがあります。

(1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- ☐ 生徒^{※1}の主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- ☐ 地域クラブ活動の拠点が東松島市内であり、市内中学校に通学する生徒（以下「市内中学生」）を主な対象とした活動であること。地域クラブ活動の会員は、原則として市内中学生が過半数であること。競技力強化等の観点から市外から生徒を集めるものではないこと。
- ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。^{※3}

※1 中学校の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障がいのある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

(2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、週当たりの活動時間を、平日は8時間（4日×2時間）、休日は3時間（1日×3時間）として、11時間程度とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
- ☐ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

(3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

(4) 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行

為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

- 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。※¹

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市職員や運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

(5) 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

(6) 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等※¹を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。※²
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
 - ・緊急時の連絡体制に関すること。
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。※⁴
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※¹ 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※² 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※³ 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※⁴ 市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

(7) 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校

と共有すること。

- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。※²
 - 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
 - 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと。
- ※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。
- ※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

(8) 認定の除外条件を確認していること。

- 次の除外条件について、役員及び指導者が該当しないことを確認すること。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ・暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者。
 - ・過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や、性犯罪歴等があるなど、指導者として不適切な者。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

東松島市教育委員会

団体名

代表者氏名

年 月 日

様

東松島市教育委員会

東松島市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった東松島市認定地域クラブ活動の認定申請について、東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第6条の規定により下記のとおり認定します。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3 留意事項

年 月 日

様

東松島市教育委員会

東松島市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、東松島市認定地域クラブ活動の認定申請について、認定しないこととしましたので、東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

年 月 日

東松島市教育委員会

団体名
代表者氏名

東松島市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで東松島市認定地域クラブ活動の認定を受けた下記の地域クラブ活動について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 変更事項
- 3 変更年月日
- 4 変更内容 (新)
(旧)
- 5 変更の理由

年 月 日

東松島市教育委員会

団体名
代表者氏名

東松島市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで東松島市認定地域クラブ活動の認定を受けた下記の地域クラブ活動について、活動を休止するため、東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 活動休止予定期間
- 3 休止の理由

年 月 日

東松島市教育委員会

団体名
代表者氏名

東松島市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで東松島市認定地域クラブ活動の認定を受けた下記の地域クラブ活動について、東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第10条の規定により東松島市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの申出の理由

年 月 日

様

東松島市教育委員会

東松島市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで東松島市認定地域クラブ活動として認定した下記の地域クラブ活動について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので、東松島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの理由